

災害等発生時における「生徒の引き渡し」について

1 生徒の引き渡しを基本とする事態について（生徒が校舎内にいる場合）

（1）災害

- ① 地震・・・震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 火災・・・校舎が火災に見舞われたとき

（2）不審者侵入等

- ① 校地・校舎内に不審者が侵入し児童・教職員に危害が及んだとき、若しくは及ぶ恐れがあるとき
- ② 学区内に不審者が出没し、実害があったり生徒に危害が及ぶ事態が予想される時

（3）その他

- 生徒引き渡しが必要と学校長が判断したとき

2 状況

- 上記の【生徒引き渡しを基本とする事態】にあり、保護者等予定された引取人に生徒を直接引き渡すことがより適切であると判断される状況にある。
- 安全が確認される第2次避難場所（教室・体育館・校庭）に、学年・クラスごとにまとまって待機することが可能な状況にある。

3 流れ

生徒、引取人（保護者）	学級担任	担任外教職員
<ul style="list-style-type: none"> ・大地震、事件事故等の緊急事態発生。第1次避難場所（校庭）へ。その後、安全な第2次避難場所（教室・校庭・体育館）へ移動。 <li style="text-align: center;">↓ ・生徒は第2次避難場所で待機 <li style="text-align: center;">↓ ・引取人は受付で手続きを済ませ学級集合場所へ <li style="text-align: center;">↓ ・生徒が自分の引取人であることを確認した場合のみ引き渡す。 <li style="text-align: center;">↓ ・引取人、生徒は帰宅 ・その他の生徒は待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話使用可能な場合、緊急連絡網やメール配信で引き渡しすることを連絡。 ・学年委員の方に、連絡がつかなかった家庭、地域の被害状況、危険箇所の情報も知らせてもらう。 ・引き渡しカード、帰宅調査票等を用意する。 ・引き渡しカードに引き渡し後の連絡先等を記入してもらう。申告のあった引取人以外の引取には応じないが、保護者からの連絡があり、かつ生徒自身が引取人を認識した場合のみ応じる。 ・学校長、副校長、教頭の指示を待つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長～第2次避難場所の指定（教室・体育館・校庭） ・引取人受付を設け、引取人を一旦受付に誘導し、不審者の侵入を防ぐ。（昇降口・副門・通用門） ※全生徒名簿・机・筆記具の準備 ・生徒の下校経路上の危険箇所、地域の被害状況など、生徒の安全に関わる情報の収集。 ・学校長、副校長、教頭は今後の指示